

資料 1

日 薬 業 発 第 222 号
令 和 7 年 9 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 渡 邊 大 記

令和7年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施について（お願い）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度医薬品販売制度実態把握調査（調査期間は令和6年11月～令和7年2月）の結果が公表されたことについては、令和7年9月10日付け日薬業発第213号にてお知らせしたところですが、本年度も会員の従事する薬局・店舗が医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認する目的で、貴会傘下の会員の従事する薬局・店舗において自己点検を実施していただくことに致しました。

本年度の自己点検は、前述の調査において、「文書を用いた情報提供」「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認」の遵守状況が十分ではないことを受け、昨年度に引き続き点検項目とした他、「使用者への症状等の状況確認」を追加いたしました。また、今般の法改正にて指定濫用防止医薬品が定められることを受け、一層適切な販売対応の実施へ意識を高めるため、「濫用等のおそれのある医薬品に係る販売対応」に関する項目を区別いたしました。

点検表の全ての項目で法令に則った対応を確実に実施するために、薬局・店舗においては、全項目について点検し、不十分な項目があれば改善を行った後に、適切に実施できる状態であることを各都道府県薬剤師会にご報告いただく手順としております。

つきましては、会務ご多忙の折恐縮に存じますが、会員の従事する薬局・店舗に対して、自己点検表(下記1)を配付いただき、その点検結果を貴会において集計の上、集計報告書(下記2)にご記入いただき、令和7年11月21日(金)までにご報告いただきたく存じます。

なお、ご報告いただいた結果については、本会にて取りまとめ、都道府県毎の実施結果をフィードバックさせていただく予定です。

本自己点検は、薬局・店舗での販売体制を法令遵守の観点から改めて確認するものです。薬局・店舗では日々業務多忙と存じますが、日頃の法令遵守に向けた取組の一環として、確実に取り組まれるよう、貴会のご協力を宜しくお願い致します。

記

1. 令和7年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検 ①
2. 令和7年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検（集計報告書） ②

以上

要報告

【各薬局・店舗販売業→都道府県薬剤師会】

令和7年度 医薬品販売制度に関する自己点検

【目的】国民が安全・安心にセルフケア・セルフメディケーションを行えるよう、薬機法に定められた医薬品販売ルールを遵守していることについて自ら点検・確認を行うとともに、販売ルールに従った医薬品の取扱い及び販売対応を適切かつ確実に実施する。

【自己点検 手順】

1. 本自己点検表を用いて、自薬局・店舗の医薬品販売ルールの遵守状況を確認しチェック☑を記入する。
2. 該当するOTC医薬品を備蓄していない場合であっても、遵守すべき体制を理解の上チェック☑を記入する。
3. ルールの遵守が不十分な項目は改善を図り、適切に実施できる状態に改善した上でチェック☑を記入する。
4. 1.～3.が完了したら、所属の都道府県薬剤師会へ報告する。

「○」は必須、「△」は努力義務

令和7年度自己点検表

No	点検内容				確認欄	
1	名札を着用し、来局者から「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」を容易に確認かつ判別できる				☐	
2	薬局・店舗内の見やすい場所に、「薬局・店舗の管理及び運営に関する事項」及び「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」等で求められている必要な掲示を行っている				☐	
No	要指導	第1類	指定第2類	第2類第3類	点検内容	確認欄
3	○	○	○	○	医薬品をリスク区分別（要指導、第1～3類）に陳列している	☐
4	○	○	○	○	・リスク区分に基づき専門家（薬剤師、登録販売者）が販売を行っている ・購入者に対して当該専門家による関与（相談対応等）がないまま、専門家以外の従業員が医薬品のレジ会計を行っていない	☐
5	○	○	－	－	購入者の手の届かないところに陳列している	☐
6	○	－	－	－	薬剤師が購入者に対し、当該医薬品は本人が使用することを確認している	☐
7	○	○	－	－	薬剤師が使用者の状況（症状、医療機関の受診の有無、併用薬、副作用・アレルギー歴等）の確認を行っている	☐
8	○	○	－	－	薬剤師が対面により注、書面を用いた情報提供及び指導注を行っている	☐
9	○	○	△	△	・購入者が情報提供及び指導注の内容を理解したこと、他に質問がないことを購入者にはっきり伝わるように確認している ・一般用検査薬については、使用方法の説明に加えて、検査結果の理解や適切な行動選択にかかる丁寧な説明を行っている	☐
10	○	○	△	△	医薬品の販売記録を作成し、2年間以上保存している	☐
11	○	○	○	○	需要者から相談があった場合は、必要に応じお薬手帳等を活用し情報提供又は指導注を行っている。	☐
12	－	－	○	－	購入者に対し、使用禁忌の確認や購入の際は専門家への相談を促す掲示・表示（購入者から見やすい場所）を行うなど、適切に伝えるよう取組を行っている	☐

※ 注：要指導医薬品のみ適用

濫用等のおそれのある医薬品に係る販売対応		
13	薬局・店舗で販売している「濫用等のおそれのある医薬品」に該当する品目を、すべての販売従事者が把握している（空箱やシール、ポスレジのアラート、取扱いリスト等を活用）	☐
14	（原則として）1人1包装単位で販売している（1人の購入者に複数個販売していない） 購入者に対して、頻回購入の理由等の質問や声掛けを行い、適正な指導・販売を行っている	☐
15	頻回購入を求める（またはそれが疑われる）来局者には、必要な指導・確認を行っている	☐
16	当該店舗以外での購入状況等を確認し、必要な指導を行っている	☐
17	購入者が若年者の場合、氏名及び年齢を確認している	☐

該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した。



※ 不十分な項目があれば、適切に実施できる状態に改善した上で、☑を行うこと

薬局・店舗名		管理者名	
TEL・FAX			

令和7年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検(集計報告書)

都道府県: _____

ご担当者: _____

対象	集計
自己点検表を配布した薬局・店舗数 (会員の従事する薬局・店舗)	
うち、回答のあった薬局・店舗数	
「該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した」の確認欄に、 チェックのある薬局・店舗数	

※回答のあった薬局・店舗においては、全店が「該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した」かを確認していただきたく、適宜状況をご確認の上、ご報告ください。

ご報告期限 令和7年11月21日(金)

【返信先】日本薬剤師会 業務部 医薬・保険課

電子メール: iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp